

集团的自衛権の行使容認に関する有識者の意見と、政府・自民党の反論

憲法学者
▽長谷部恭男氏 (早大教授)
「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない」
▽小林節氏 (慶大名誉教授)
「海外で軍事活動する法的資格は与えられていない」
▽笹田栄司氏 (早大教授)
「いまの安保法制の定義は (従来の法制を) 踏み越えてしまう」

(いずれも4日の衆院憲法審査会)

政府・自民党
▼中谷防衛相
「行政府による憲法解釈としての裁量の範囲内だ」 (5日の衆院平和安全法制特別委)
▼菅官房長官
「従来の政府見解の基本的論理の上に合理的に導き出すことができる」 (5日の記者会見)
▼高村自民党副総裁
「自国防衛の目的に限って認めている。最高裁判所が示す法理の範囲内だ」 (5日の党役員連絡会)

安保法案、違憲性争点に

安全保障関連法案の根幹である集团的自衛権行使の違憲性が再び国会論戦の争点になってきた。4日の衆院憲法審査会で、与党推薦を含む憲法学者3氏が違憲と明言したことを受け、5日の衆院平和安全法制特別委員会でも野党側が法案撤回などを要求。政府は憲法との整合性はあると強調したが、法案審議の波乱要因となっている。

野党、撤回求める 政府「裁量の範囲内」

4日の衆院憲法審査では、与党と次世代の党が推薦した長谷部恭男早大教授、民主党推薦の小林節慶大名誉教授、維新の党推薦の笹田栄司早大教授の3人の憲法学者が参考人として意見を述べた。テーマは「立憲主義のあり方」だった。



衆院平和安全法制特別委で答弁する中谷防衛相(5日)

立憲主義とは憲法によって国家権力を制限し、国民の権利などを守る考え方。時の政権が憲法の根幹に関わる解釈や条文を交えることには慎重であるべきだとしている。政府は昨年7月に従来の憲法解釈を見直して集团的自衛権行使を限定容認したが、3氏は立憲主義の立場から認められないと指摘した。

3氏の意見は安全保障

や外交政策の観点によるものではない。憲法改正への立場もそれぞれ異なるが、安保法案については「政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。立憲主義にもとらる」(長谷部氏)、「憲法9条は海外で軍事活動する資格は与えていない。立憲主義に反する」(小林氏)、「(従来の法制を) 踏み越えてしま(う)」(笹田氏)とし、違憲

という結論で一致した。5日の衆院特別委の審議では、民主党の辻元清美氏が「非常に深刻な事態だと認識したほうがいい」と政府を追及。同党では集团的自衛権の行使容認論者として知られる長島昭久氏も、憲法学者の指摘を踏まえて、法的安定性をどう担保するのか説明を求めた。政府が協力を期待する維新の木内孝胤氏も集团的自衛権

の行使容認を「解釈改憲だ」と問題視した。政府側は防戦に追われた。中谷元防衛相は「憲法違反にはならない」と反論。集团的自衛権行使を認めた昨年7月の閣議決定について「これまでの憲法9条をめぐる議論との整合性を考慮したものだ。行政府による憲法解釈としての裁量の範囲内だ」と合憲性を訴えた。法案の違憲性が国会審

議の過程で浮上するのは異例だ。5日の政府の答弁に野党側は納得せず、与野党は週明けの8日の委員会審議の日程を決められなかった。危機感を募らせた自民党は佐藤勉国会対策委員長が各省庁の官房長を呼び、参考人の人選には慎重にあたるよう注意を促した。今後の審議への影響を懸念する声は強まっている。

中東の機雷掃海 防衛相、事後承認を否定

中谷元・防衛相は5日の衆院平和安全法制特別委員会、中東・ホルムズ海峡での停戦前の機雷掃海のために自衛隊を派

遣する際は「事前に国会の承認を求めることになら」と述べた。安全保障関連法案は緊急時の事後承認を認めているが「事後承認は考えていない」と語った。派遣の是非を慎重に見極める姿勢を示し、野党の理解を得る狙いだ。

力行使を認めている。政府は中東から輸入する原油の8割が通過するホルムズ海峡が機雷で封鎖されれば、国民生活に死活的な影響が出かねないとして存立危機事態にあたるの立場だ。関連法案は存立危機事態への対処で自衛隊を派遣する際、国会の事前承認は「原則」とし、緊急時の事後承認を否定していない。ホルムズ海峡での機雷掃海で事後承認を否定したのは

閣連法案は他国に武力攻撃が発生し、日本の存立を脅かす「存立危機事態」になれば、集团的自衛権に基づく海外での武

日本への武力攻撃が差し迫る状況ではなく、事前承認でも対処できるとみているためとみられる。